

# 松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業

## 実施方針

(**修正版**)

平成 27 年 3 月 25 日

(**平成 27 年 6 月 19 日 修正**)

松戸市



## 【 目次 】

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	実施方針の周知等に関する事項	3
(3)	特定事業の選定方法等に関する事項	6
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1)	民間事業者選定に関する基本的な考え方	7
(2)	募集及び選定のスケジュール（予定）	7
(3)	募集及び選定手続等	8
(4)	応募者の備えるべき参加資格要件	9
(5)	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	12
(6)	提出書類の取扱い	13
(7)	特別目的会社に関する取り扱い	14
3	事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	15
(1)	予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担	15
(2)	提供されるサービス水準	15
(3)	事業者の責任の履行に関する事項	15
(4)	市による事業の実施状況のモニタリング	15
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
(1)	施設の概要	17
(2)	その他、主要な事業条件の概要	17
5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	18
(2)	管轄裁判所の指定	18
6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	19
(1)	本事業の継続に関する基本的な考え方	19
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	19
(3)	金融機関（融資団）と市との協議	19
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(3)	その他の支援に関する事項	20
8	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	21
(1)	情報公開及び情報提供	21
(2)	本事業において使用する言語等	21
(3)	応募に伴う費用負担	21
(4)	実施方針等に関する問い合わせ先	21

## 別紙

- 1 リスク分担表（案）
- 2 対象校リスト
- 3 中部小学校案内図

## 様式

- 1 実施方針等説明会及び第1回現地見学会 参加申込書
- 2 松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業 参考図書 の貸与申込書
- 3 実施方針等に関する質問書

# 1 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

### ア 事業名称

松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業（以下「本事業」といいます。）

### イ 公共施設の管理者

松戸市長 本郷谷 健次

### ウ 事業目的

本事業は、小中学校における学校教育環境向上の一環として、学校施設の普通教室等への空調設備整備事業を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし一斉導入することで、早期の整備実現や財政負担等の縮減・平準化を図ることを目的としています。

### エ 対象となる事業概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、市内の小学校 44 校及び中学校 20 校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等に設置するために、本事業を実施する事業者自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により松戸市（以下「市」といいます。）に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものです。

### オ 事業方式の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」といいます。）に基づき実施するものとし、事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

### カ 事業範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者が、対象校の普通教室等 1,427 室における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の市への所有権の移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び学校との調整を行うものとし、対象となる事業の範囲は以下のとおりとします。

#### (ア) 空調設備等の設計業務

- a 空調設備等の設計のための事前調査業務
- b 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の一般図の作成、設計図書の作成等）
- c その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査、国庫補助の申請支援（交付対象面積及び事業費の算定（費目別・年度別・各校別の事業費の詳細な算定を含みます）等）等。なお調整業務には、学校との調整も含みます。）

#### (イ) 空調設備等の施工業務

- a 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備等の導入に伴う、一切の工事（エ

エネルギー関連の設備・配管の整備、市が指定する保管場所への既存空調設備（10 台程度）の移動、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含みます。）

- b その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含みます。）

(ウ) 空調設備等の工事監理業務

- a 空調設備等の施工に係る工事監理業務

- b その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含みます。）

(エ) 空調設備等の所有権移転業務

- a 施工完了後の市への空調設備等の所有権の移転業務

(オ) 空調設備等の維持管理業務

- a 事業期間にわたる空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）

- b 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）

- c 空調設備等の運用に係るデータ計測・記録業務

- d 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）

- e その他、付随する業務（業務マニュアルの作成・調整、維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力、国庫補助の申請支援（工事関係書類、工事写真等の提出等）等。なお、調整業務には、学校との調整も含みます。）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。空調設備等の運転に必要となるエネルギー費用については、市が負担します。

(カ) 空調設備等の所有権移転後移設等業務

- a 市に対する空調設備等の所有権移転後に、対象校の統廃合、改修工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」といいます。）が必要となった場合の空調設備等の移設等業務

なお、上記の空調設備等の所有権移転後移設等業務にかかる費用については、別途に締結する契約に基づき、市の別途負担とします。

## キ 事業者の収入

事業者の収入は、次のものからなります。

なお、支払い方法の詳細は、募集要項等において示します。

(7) 空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価

市は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」といい、事業者が、空調設備等の設計・施工・工事監理・所有権移転の実施にあたって金融機関等からの借り入れ等を行う場合は、その金利分もこの設計・施工等のサービス対価に含まれます。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額の一部を施工完了時、残りを維持管理期間にわたり事業者が支払います。

(イ) 空調設備等の維持管理に係る対価

市は、空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」といいます。）については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり事業者を支払います。

ク 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成 28 年 3 月を予定）の翌日から、平成 41 年 3 月 31 日までの約 13 年間とします。

ケ 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成 28 年 3 月（平成 28 年 3 月議会承認日）
設計及び施工期間	平成 28 年 3 月（契約締結日の翌日）～平成 28 年 12 月末 （平成 28 年中に完全供用開始）
維持管理期間	平成 28 年度～平成 41 年 3 月 31 日 （設置完了後、順次、維持管理業務を開始）
事業終了	平成 41 年 3 月 31 日

コ 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照してください。

サ 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める水準を満たす状態とすることとします。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものとするを想定しており、その旨を事業契約に規定します。

(2) 実施方針の周知等に関する事項

ア 実施方針等に関する説明会及び第 1 回現地見学会

実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について説明します。

また、本事業への参画を検討している事業者を対象として、実施方針等に関する説明会終了後、本事業の対象校の現地見学会を実施します。現地見学会は、3 校を対象とした第 1 回現地見学会と、公募公告後に行う第 2 回現地見学会（7～8 月を予定）の 2 回の開催を予定しています。

説明会及び現地見学会の日時、開催場所、参加申し込み方法は次のとおりです。なお、第 2 回現地見学会の開催要領の詳細については、募集要項において提示します。

○開催日時： 平成 27 年 4 月 18 日（土）  
実施方針に関する説明会 9：00～10：00

第1回現地見学会 10:00~17:30

- 対象者 : 実施方針に関する説明会:松戸市民(市内の法人含む。以下同じとする。)もしくは本事業への参画を検討している事業者  
第1回現地見学会 :本事業への参画を検討している事業者
- 開催場所: 説明会は中部小学校体育館において行い、本事業への参画を検討している事業者を対象とした現地見学会は、説明会後下記の学校において順次実施します。現地見学会の所要時間は各学校とも1時間半程度を予定しています。
- 持参物 : スリッパ等の履き物、筆記用具など。なお、説明会会場では、実施方針等の資料を配付しませんので、松戸市ホームページに掲載している実施方針等資料についてはあらかじめ印刷のうえで持参してください。

学校名	所在地	見学時間
中部小学校◎	松戸2,062番地	10:00~11:30
和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷1,338番地の1	13:30~15:00
新松戸南小学校	新松戸六丁目301番地	16:00~17:30

◎:実施方針等に関する説明会の会場(別紙3:中部小学校案内図)

- 参加者 : 参加を希望する民間事業者は、1社あたり2名までとします。
- 申込方法 : 実施方針等説明会及び第1回現地見学会参加申込書(様式1)を松戸市ホームページ(<http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/>)からダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成27年4月10日(金)17時までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください(参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excelとします)。なお、電子メールによる提出の際、件名に「説明会申込書」と表記してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信致します。万一4月15日(水)17時までに返信がない場合、以下の提出先に記載されている担当者までご連絡ください。
- 申込先 : 担当部署:松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課  
担当者 : 我謝(がじゃ)、渡部(わたなべ)  
TEL : 047-366-7456  
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp
- 留意事項 : 会場には駐車場はありません。
- 質疑回答 : 説明会において、質疑回答の時間は設けておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 現地見学会における 現地見学会における写真撮影は可能としますが、生徒や教職員を写真撮影について : 含む撮影は禁止とします。また、教職員等により別途撮影を禁止する旨の指示があった箇所については、撮影を禁止します。

#### イ 現地見学会時における参考図書のご貸与

市は、第1回現地見学会の際に、見学を予定している3校における平成26年度の施設台帳を、見学会参加者に各社1部貸与する予定です。施設台帳はA4版20頁程度の書面です。



○申込方法 : 松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業 参考図書の貸与申込書(様式2)を松戸市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成27年4月10日(金)17時までに、電子メール(ファイル添付)にて事前に申込みを行い(貸与申込書のファイル形式はMicrosoft Excel とします)、現地見学会当日に押印済原本を必ず持参してください。なお押印済原本の持参を失念した場合、参考図書の貸与ができませんので予めご了承ください。電子メールによる提出の際、件名に「参考図書貸与申込書」と表記してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信致します。万一4月15日(水)17時までに返信がない場合、以下の提出先に記載されている担当者までご連絡ください。

○申込先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課  
担当者 : 我謝(がじゃ)、渡部(わたなべ)  
TEL : 047-366-7456  
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp

○参考図書の返却方法 : 現地見学会において貸与した参考図書は、平成27年4月24日(金)までに、郵送にて市に返却してください。

○返却先 : 住所 : 〒271-8588 松戸市根本 356 番地  
担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課  
担当者 : 我謝(がじゃ)、渡部(わたなべ)  
TEL : 047-366-7456

## ウ 実施方針等に関する質問の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付けます。なお、これ以外による質問の提出は無効とします。

○提出方法 : 質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問書(様式3)に必要な事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出してください(質問書のファイル形式はMicrosoft Excel とします)。電子メールによる提出の際、件名に「実施方針質問」と表記してください。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信致します。万一、下記受付期間内に返信がない場合、以下の提出先に記載されている担当者までご連絡ください。

○対象者 : 松戸市民もしくは本事業への参画を検討している事業者  
○提出先 : 担当部署 : 松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課  
担当者 : 我謝(がじゃ)、渡部(わたなべ)  
TEL : 047-366-7456  
E-mail : mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp

○受付期間 : 平成27年4月20日(月)~4月30日(木)17時まで

## エ 実施方針等に関する質問への回答

実施方針等に関して提出された質問に対する回答は、平成 27 年 5 月中旬を目途に、松戸市ホームページにて公表することとします。

なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しないものとします。また、本実施方針に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合がありますのでご了承ください。

## オ 実施方針等の変更

実施方針等の公表後の質問、又は市での検討を踏まえ、必要に応じ、変更することがあります。変更を行った場合には、再度実施方針等を速やかに公表します。

## (3) 特定事業の選定方法等に関する事項

### ア 基本的な考え方

市は、PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFMに関するガイドライン」、実施方針等への民間事業者の意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、空調設備の整備について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定します。

### イ 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容とあわせて、松戸市ホームページを通じて公表します。なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 民間事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者に対象校の普通教室等 1,427 室における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の所有権移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連するすべての業務の実施を求めるものです。事業期間も長期間にわたることから、民間事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められます。

したがって、民間事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により民間事業者を選定する予定です。

### (2) 募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりです。

日 程（予定）	内 容
平成27年 3月25日	実施方針等の公表
3月26日～4月10日	実施方針等の説明会及び第1回現地見学会の申込み
3月26日～4月10日	参考図書への貸与の受付
4月18日	実施方針等の説明会及び第1回現地見学会
4月20日～4月30日	実施方針等に関する質問の受付
5月中旬	実施方針等に関する質問及び回答の公表
6月中旬	実施方針等の修正版の公表 実施方針等の変更を行った際に、実施方針等の修正版を公表する場合があります。
6月中旬	特定事業の選定及び公表
6月下旬	公募公告（募集要項等の公表）
6月下旬	募集要項等の説明会
7月上旬～7月中旬	第2回現地見学会の申込み
7月中旬～8月上旬	募集要項等に関する質問の受付
7月下旬～8月上旬	第2回現地見学会
8月下旬	募集要項等に関する質問及び回答の公表
9月上旬	参加表明書及び資格確認書類の受付
9月中旬	資格確認結果の通知
10月下旬	事業提案書の受付 なお、事業提案審査の際に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合があります。日時については、後日応募者に対して通知する予定です。
12月上旬	優先交渉権者及び次点者の決定
12月中旬	基本協定の締結
平成28年 1月上旬	仮契約の締結
3月	事業契約の締結（契約効力の発効）※

※本事業の実施にあたっては、議会承認後、事業契約締結となります。

### (3) 募集及び選定手続等

#### ア 実施方針等の公表・説明会及び第1回現地見学会

「1 (2)ア 実施方針等に関する説明会及び第1回現地見学会」を参照してください。

#### イ 実施方針（修正版）の公表

「1 (2)オ 実施方針等の変更」を参照してください。

#### ウ 特定事業の選定

「1 (3) 特定事業の選定方法等に関する事項」を参照してください。

#### エ 公募公告、募集要項等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、公募公告を行い、募集要項等を公表・交付します。

#### オ 募集要項等に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、募集要項等に関する説明会を開催し、市の考え方を説明します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、募集要項において提示します。

#### カ 第2回現地見学会の開催

本事業の対象校全校の第2回現地見学会の実施を予定しています。第2回現地見学会の開催要領の詳細については、募集要項において提示します。

#### キ 募集要項等に関する質問及び回答の公表

募集要項等の記載内容についての質問を受け付けます。また、質問は、市の回答とともに公表するものとします。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、募集要項において提示します。

#### ク 参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業の応募者に、本事業に関する参加表明書、参加資格審査に必要な書類の提出を求めます。資格審査の結果は、応募者に通知します。なお、これらの書類の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、本事業の公募公告時に公表する募集要項等において提示するものとします。

#### ケ 見積書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき見積書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求めます。

なお、見積書及び事業提案書の提出の時期、提出の方法、事業提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等において提示するものとします。

## コ 優先交渉権者及び次点者の決定

市は、最も優れた事業提案を行った応募グループ及び、その次に優れた提案を行った応募グループのうちから優先交渉権者及び次点者を決定し、通知します。また、優先交渉権者及び次点者の決定について公表します。

## サ 事業契約等の締結

優先交渉権者と市は基本協定を締結し、優先交渉権者が出資・設立した特別目的会社と市は事業契約に関する協議を行い、市議会の議決を経て事業契約を締結します。

なお、優先交渉権者と市との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行います。

## (4) 応募者の備えるべき参加資格要件

### ア 用語の定義

- 【応募者】 : 本事業の募集に参加する者をいいます。
- 【応募グループ】 : 応募者により構成されるグループをいいます。
- 【構成企業】 : 応募グループを構成する企業のうち、「2 (4)イ(オ)」に示す特別目的会社に出資し、事業開始後、当該特別目的会社から業務を直接受託し、又は請け負う者をいいます。
- 【協力企業】 : 「2 (4)イ(オ)」に示す特別目的会社に出資せず、当該特別目的会社又は構成企業から業務を直接受託し、又は請け負う者をいいます。
- 【代表企業】 : 応募グループを代表する構成企業をいいます。

### イ 応募者等の全体構成

応募者は、次の要件を満たすものとします。

- (ア) 応募グループが本事業への応募を行う場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が応募手続を行うこととします。
- (イ) 参加表明書及び資格審査書類の提出時に応募グループの構成企業及び協力企業を明らかにすることとします。
- (ウ) 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。また、協力企業も同様に、他の応募グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。ただし、事業契約の締結後に、優先交渉権者とならなかった応募グループの協力企業が、優先交渉権者として選定され、市と事業契約した特別目的会社の構成企業及び協力企業から業務を再受注することは妨げません。その場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
- (エ) 原則として、本事業の応募への参加の意思を表明した応募グループの構成企業及び協力企業の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととします。
- (オ) 優先交渉権者として決定された応募グループの構成企業は、決定後直ちに市と基本協定を締結するとともに、本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社の設立に向け

た準備を行うこととします。

#### ウ 応募者の参加資格要件（共通）

応募グループの構成企業及び協力企業は、平成 26・27 年度松戸市入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）において、**本事業の各業務を遂行する上で必要な業種に登録**されており、次のいずれにも該当しない者とします。

- (ア) 市の指名停止処分を受けている者（資格確認申請書の提出日から優先交渉権者決定までの期間）。
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- (ロ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (ハ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (ニ) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- (ホ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- (ヘ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- (ヘ) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- (ケ) 本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいいます。

支援業務に関与した者は、次のとおりです。

- ・ 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
（所在地：東京都港区虎ノ門 5 丁目 11 番 2 号）
- ・ 株式会社東畑建築事務所

(所在地：大阪市中央区高麗橋2丁目6番10号)

- ・ 弁護士法人関西法律特許事務所

(所在地：大阪市中央区北浜2丁目5番23号)

- (ウ) 「2 (5) 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項」に示す選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者。または、選定委員会の委員の研究室に所属する者。

## エ 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たす構成企業の少なくとも1社が担当するものとします。

- (フ) 「空調設備等の設計業務」を行う構成企業の要件
- a 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
  - b 平成17年度以降に、学校、事務所等の施設における空調設備の設計の実績を有していること。
- (ク) 「空調設備等の施工業務」及び「空調設備等の所有権移転後移設等業務」を行う構成企業の要件
- a 建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - b 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が一定の点数以上であること。  
(なお、現時点においては1,000点以上を想定していますが、具体的な点数の条件については募集要項において示します。)
  - c 平成17年度以降に、学校、事務所等の施設における空調設備の施工実績を有していること。
- (ケ) 「空調設備等の工事監理業務」を行う構成企業の要件
- a 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
  - b 平成17年度以降に、学校施設における工事の工事監理の実績を有していること。
- (コ) 「空調設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件
- a 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式及び空調方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
  - b 平成17年度以降に、連続して5年以上の期間、学校、事務所等の施設における空調設備の維持管理の実績を有していること。

## オ 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業及び協力企業は、「1 (1)カ 事業範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できる

ものとし、ただし、同一の事業対象箇所（学校単位とし、）における「空調設備等の施工業務」と「空調設備等の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業及び協力企業が担当することはできません。

#### カ 協力企業が担当できる業務についての要件

協力企業が構成企業又は特別目的会社から受託、又は請け負う場合の条件は以下のとおりとします。

- (7) 「空調設備等の設計業務」、「空調設備等の施工業務」、「空調設備等の工事監理業務」、「空調設備等の所有権移転後移設等業務」及び「空調設備の維持管理業務」は、各業務のすべてを協力企業のみが受託、又は請け負うことはできないものとし、なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとし、

#### キ 参加資格の喪失

応募グループの構成企業が、参加表明書及び資格確認書類提出日から仮契約までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該応募グループの参加資格を取り消すものとし、

ただし、やむを得ない事情があると市が判断する場合には、市と応募グループで協議のうえ、市が取扱いについて決定することとし、詳細は募集要項で示します。

#### ク 市内業者に対する契約に関する配慮事項

事業者は、地域の活性化に貢献できるよう、構成企業・協力企業の選定にあたり、松戸市内に本店を有する者を 1 社以上選定するとともに、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの市内業者を登用することに配慮することとし、

### (5) 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

#### ア 審査に関する基本的な考え方

事業提案の審査は、学識経験者等により構成する松戸市立小中学校空調設備整備 PFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において行います。審査は資格審査と事業提案審査の二段階に分けて実施するものとし、

#### イ 審査の内容

選定委員会においては、本事業に係る見積価格及びエネルギー費用（事業期間内に空調設備等の運用に必要なエネルギー量を基に算出した費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行うものとし、

市は、選定委員会の評価結果を答申として受け、優先交渉権者を決定します。

#### ウ 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととし、なお、事業提案審査の際に、各応募グループに対してヒアリング（プレゼンテーションを含む）を行うことがあります。



## (7) 資格審査

応募グループの各構成企業及び協力企業が「2 (4) 応募者の備えるべき参加資格要件」に記載している参加資格要件を満たしているかどうか審査します。満たしていないと判断する場合には失格とします。

## (イ) 事業提案審査

事業提案審査は、下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最も優れた提案を行った応募グループ及び、その次に優れた提案を行った応募グループを決定します。

### a 定量的評価

見積価格及びエネルギー費用の総額を勘案して評価するものとします。

### b 定性的評価

応募グループが提出した事業提案書に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての事業提案内容を勘案して評価するものとします。なお、詳細は募集要項等において提示するものとします。

## エ 事業者の選定

市は、選定委員会の評価結果・答申を受け、最も優れた事業提案を行った応募グループ及び、その次に優れた提案を行った応募グループのうちから優先交渉権者及び次点者を決定し、通知します。また、優先交渉権者及び次点者の決定について公表します。

## オ 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、松戸市ホームページに掲載します。

## カ 契約交渉及び契約手続き

優先交渉権者と市は基本協定を締結し、優先交渉権者が出資・設立した特別目的会社と市とは事業契約に関する協議を行い、市議会の議決を経て事業契約を締結します。

なお、優先交渉権者と市との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行います。

## キ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募グループがない場合、いずれの応募グループの事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、あるいは適切な事業遂行が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表します。

## (6) 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しません。

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として事業提案を行った応募者が負うものとします。

提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表並びに議会での説明の目的のみに用いるものとします。

## (7) 特別目的会社に関する取り扱い

市は、事業者が設立し本事業のみを行う特別目的会社との間で仮契約を締結することとします。この際、事業者の構成企業及び協力企業は事業提案において各構成企業及び協力企業が請負又は受託することとなっている業務を、特別目的会社から請負又は受託することとします。ただし、「空調設備の所有権移転業務」については、特別目的会社が自ら実施することとします。なお、特別目的会社は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とし、特別目的会社は松戸市内に設立するものとします。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担

##### ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

##### イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、別紙1「リスク分担表（案）」に示すとおりです。

なお、別紙1で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針等への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、公募公告の際に募集要項とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化します。

#### (2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務について要求するサービス水準については、募集要項等で示します。

#### (3) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、責任を持って履行することとします。

なお、事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、次の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定しています。詳細は募集要項及び事業契約書（案）で示します。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金の納付に代わる措置

ウ 履行保証保険付保等による保証措置

#### (4) 市による事業の実施状況のモニタリング

##### ア モニタリングの実施

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者が提案したサービス水準に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、モニタリングを実施するものとします。

また、市がモニタリングを必要と考える場合においては、市は随時に市の方法及び手段によりモニタリングを行うことができることとします。事業者は、市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとします。

## イ モニタリングの対象

市は、事業者が実施する空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の所有権移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等の業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行います。

モニタリングには、空調設備等の性能に係る確認も含まれます。なお、性能に係る確認は、原則として事業者が実施し、市がその結果を確認するものとします。

なお、本事業において、事業契約において定められたサービス水準を満たすことは、事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはありません。

## ウ モニタリングの時期

モニタリングの具体的な時期については、募集要項等において提示します。また、事業契約において定めることとします。

## エ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、募集要項等において提示します。また、事業契約において定めることとします。

## オ モニタリングの費用の負担

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とします。その他、市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とします。

## カ 事業者に対する支払額の減額等

市がモニタリングを行った結果、事業契約で定められた水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となります。

なお、減額等の考え方については、募集要項等において示します。

## 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 施設の概要

#### ア 対象となる施設

市が指定する松戸市立小学校 44 校、中学校 20 校の普通教室等、1,427 室とします。対象となる教室数について、財政負担の低減や効果的な事業実施等の観点から対象室数の見直しをすることがあります。確定した対象室数は募集要項等において示します。

なお、本事業の対象校及び所在地は別紙 2「対象校一覧」に記載しています。

#### イ 学校施設の立地条件

対象校ごとの対象となる施設の配置等については、募集要項等において提示します。

### (2) その他、主要な事業条件の概要

#### ア 空調設備のエネルギーの種別

空調設備等の運転に必要となるエネルギーの種別については、事業者において設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギー方式で提案してください。

ただし、学校等における効率的かつ一元的な運用を確保する観点から、本事業で導入する空調設備のエネルギー方式は統一するものとします。

#### イ 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空調設備等の施工等に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、PFI 法第 69 条の規定により、事業期間中、市が事業者は無償で貸し付けるものとします。なお、学校運営上支障のない範囲とし、貸付にあたっては学校の許可を得るものとします。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、学校と十分協議を行い、事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とします。(例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等)

空調設備の室外機の設置場所については、基本的に学校施設の利用に影響の少ない場所とすることとします。例えば、普通教室の窓を隠すような場所には配置しないものとします。また、本事業において室外機を校舎の屋上及び壁面には設置しないものとします。

なお、実際の設置場所については、設計業務を行うにあたって、市及び学校と十分協議の上決定するものとします。

## 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従うものとします。

### (2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

### (1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を採ることとします。なお、市が考える措置の詳細については、募集要項とあわせて公表する事業契約書（案）で示します。

#### ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約において定められたサービス水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがあります。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがあります。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがあります。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行います。

#### イ 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

#### ウ いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。

### (3) 金融機関（融資団）と市との協議

市は、事業者の求めに応じて、事業の担保性を確保する目的で、事業者に対し資金融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがあります。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

ただし、事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、市と事業者で協議することとします。

### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、国の施設整備費等の補助、金融上、税制上の支援等を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けられるよう努めるものとします。

### (3) その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議することとします。



## 8 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行います。

本事業に係るホームページ

<http://www.city.matsudo.chiba.jp>

### (2) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### (3) 応募に伴う費用負担

事業者の応募にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

### (4) 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

担当部署	松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課
担当者	我謝（がじゃ）、渡部（わたなべ）
住所	〒271-8588 松戸市根本 356 番地
電話	047-366-7456
HP	<a href="http://www.city.matsudo.chiba.jp">http://www.city.matsudo.chiba.jp</a>
E-mail	<a href="mailto:mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp">mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp</a>

## リスク分担表（案）

〔リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者、△ 従たるリスクの負担者〕

## ■共通段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
募集要項リスク		1	募集要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	—
制度関連リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	—
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	—	○
		4	消費税および地方消費税に関する変更	○	—
	税制変更リスク	5	法人税に関する変更	—	○
		6	消費税、法人税以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	—
		7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	—
	許認可等リスク	8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延	—	○
		9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2	—
	社会リスク	住民対応リスク	10	空調設備の設置および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応	—	○
環境リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応	—	○
		第三者賠償リスク	13	事業者が行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	—
14			市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	—
不可抗力リスク		15	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○	—
	16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	—	○	
経済リスク	資金調達リスク	16	事業に必要な資金の確保	—	○
	物価変動リスク	17	設計・建設段階の物価変動（空調設備の整備費に関するもの）	—	○
		18	維持管理段階の物価変動（空調設備の維持管理費に関するもの）	△ ※3	○ ※3
	金利変動リスク	19	空調設備の整備費の割賦金利の変動	—	○

■設計・施工段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
測量・調査リスク	20	市が提供する敷地・校舎図面等に重大な誤りがあった場合	○	－	
	21	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合	－	○	
	22	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	－	
計画リスク	設計リスク	23	事業者が実施した設計に不備があった場合	－	○
	計画変更リスク	24	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	－
工事リスク	工事費増加リスク	25	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	－	○
		26	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	－
	工期遅延リスク	27	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	－	○
		28	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	－
工事監理リスク	29	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	－	○	
要求性能未達リスク	30	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	－	○	
技術進歩リスク	31	計画・建設段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合	○	－	

■維持管理段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理リスク	要求水準未達リスク	32	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合	—	○
	性能リスク	33	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	—
		34	設備機器の通常劣化等による性能の低下	—	○
	施設瑕疵リスク	35	事業期間中に空調設備の瑕疵が発見された場合	—	○
	維持管理費増加リスク	36	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	—
		37	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）	—	○
	設備損傷リスク	38	空調設備に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	—	○
		39	市の責めにより空調設備が毀損傷した場合	○ ※4	—
		40	事業者の責めにより空調設備が損傷した場合	—	○
運営リスク	エネルギーコスト変動リスク	41	エネルギーの単価が変動する場合	○	—
		42	空調設備の使用時間が変動する場合	○	—
	43	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加	—	○ ※5	

【注釈】

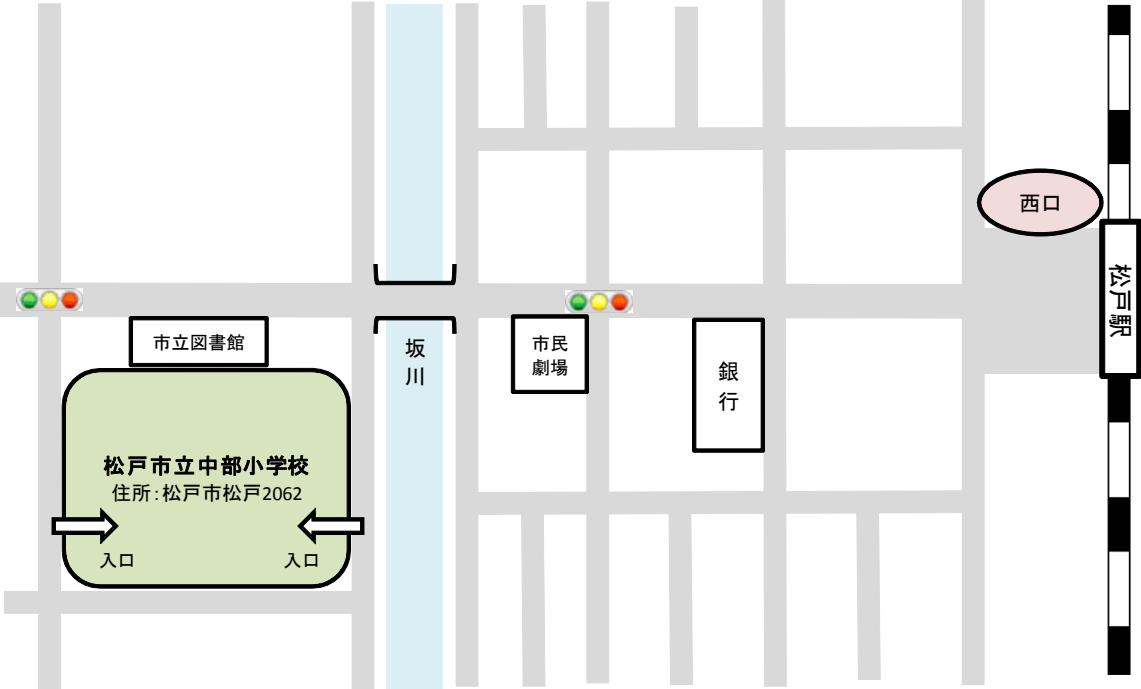
- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担しますが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとします。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとします。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更内容に応じて、市が事業者を支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とすることとします。
- ※3 物価変動等に一定程度の下落または上昇があった場合には、調整を行います。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示します。
- ※4 「市の責めにより空調設備が毀損傷した場合」には、市の職員、児童・生徒、教職員、児童・生徒の保護者等、学校の通常利用者によるものも含まれます。
- ※5 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課されます。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとします。

## 対象校一覧

No	学校名	住所	電話番号
1	中部小学校	松戸 2, 062 番地	363-4191
2	東部小学校	高塚新田 382 番地の 1	391-2971
3	北部小学校	根本 217 番地	363-5251
4	相模台小学校	岩瀬 434 番地の 2	363-4245
5	南部小学校	小山 148 番地	363-5171
6	矢切小学校	中矢切 540 番地	363-6288
7	高木小学校	金ヶ作 120 番地	387-5103
8	高木第二小学校	五香四丁目 18 番地の 1	387-2191
9	馬橋小学校	西馬橋一丁目 12 番地の 1	341-1218
10	小金小学校	小金 355 番地	341-0450
11	常盤平第一小学校	常盤平七丁目 1 番地	387-2397
12	常盤平第二小学校	常盤平四丁目 18 番地	386-1331
13	稔台小学校	稔台二丁目 36 番地の 1	364-4129
14	常盤平第三小学校	常盤平西窪町 25 番地の 1	387-4605
15	上本郷小学校	上本郷 3, 620 番地	363-9278
16	小金北小学校	殿平賀 270 番地	343-1263
17	根木内小学校	小金原二丁目 3 番地	341-2641
18	栗ヶ沢小学校	小金原七丁目 16 番地	341-2640
19	松飛台小学校	五香西四丁目 22 番地の 1	387-0494
20	松ヶ丘小学校	松戸新田 159 番地	361-2238
21	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町 111 番地	365-7661
22	古ヶ崎小学校	古ヶ崎四丁目 3, 620 番地の 1	364-5118
23	六実小学校	六高台四丁目 131 番地	387-9391
24	八ヶ崎小学校	八ヶ崎六丁目 53 番地の 1	342-1094
25	梨香台小学校	高塚新田 512 番地の 13	391-4311
26	寒風台小学校	松戸新田 316 番地の 25	363-1048
27	河原塚小学校	河原塚 47 番地の 1	392-5100
28	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷 1, 085 番地	391-2401
29	旭町小学校	旭町一丁目 20 番地の 2	345-1177
30	牧野原小学校	牧の原 435 番地の 1	385-0996
31	貝の花小学校	小金原八丁目 10 番地	344-8611
32	金ヶ作小学校	金ヶ作 317 番地	385-8886
33	馬橋北小学校	新松戸南二丁目 1 番地	344-8586
34	殿平賀小学校	殿平賀 339 番地の 1	344-8621
35	横須賀小学校	新松戸北二丁目 13 番地の 1	344-4040

No	学校名	住所	電話番号
36	八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎三丁目 3 番地の 1	344-7437
37	六実第二小学校	六実二丁目 34 番地の 1	384-3011
38	新松戸南小学校	新松戸六丁目 301 番地	343-3275
39	松飛台第二小学校	松飛台 59 番地	385-4111
40	上本郷第二小学校	上本郷 2, 677 番地	367-3413
41	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32 番地	392-2921
42	六実第三小学校	六高台三丁目 141 番地	384-3161
43	幸谷小学校	幸谷 212 番地の 2	344-6765
44	新松戸西小学校	小金 1, 180 番地	344-1061
45	第一中学校	岩瀬 587 番地	363-4171
46	第二中学校	小山 685 番地	363-7205
47	第三中学校	馬橋 2, 080 番地	341-5195
48	第四中学校	五香西一丁目 6 番地の 1	387-5311
49	第五中学校	高塚新田 380 番地	391-2110
50	第六中学校	千駄堀 1, 341 番地	343-1208
51	小金中学校	新松戸北二丁目 16 番地の 11	341-0646
52	常盤平中学校	常盤平七丁目 25 番地	387-4611
53	栗ヶ沢中学校	小金原九丁目 25 番地	341-5178
54	六実中学校	六高台五丁目 166 番地の 1	388-1190
55	小金南中学校	小金清志町一丁目 16 番地の 1	342-1061
56	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2, 515 番地の 1	366-0420
57	牧野原中学校	五香西四丁目 39 番地の 1	384-3021
58	河原塚中学校	河原塚 190 番地	391-6161
59	根木内中学校	小金原一丁目 30 番地	343-1268
60	新松戸南中学校	新松戸南二丁目 124 番地	344-0188
61	金ヶ作中学校	金ヶ作 341 番地の 15	384-3171
62	和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷 1, 338 番地の 1	391-1818
63	旭町中学校	旭町一丁目 150 番地	342-3651
64	小金北中学校	幸田 206 番地	348-5700

### 中部小学校案内図



【中部小学校へのアクセス】  
・JR常磐線・新京成線松戸駅より徒歩6分

※注意  
・学校には駐車できませんので、お車での御来場はお控えください